

令和8年度 川口市部活動指導員配置事業に係る部活動指導員募集要項

川口市教育委員会

川口市教育委員会は、中学校の部活動の充実・活性化と教職員の負担軽減を図ることを目的に、教育に対する理解及び地域の専門的指導力を備えた指導者を顧問として各中学校に配置する部活動指導員配置事業を行っております。

つきましては、校長の監督のもと、部活動の指導に当たってくださる方を、下記の通り、募集します。

1 任用形態 会計年度任用職員（川口市正規職員は任用できない）

2 任用期間 原則として、令和8年4月1日から令和9年3月31日
(年度途中での任用の可能性もあります。)

3 職務内容 (1) 所属校長の指導方針、指導計画に基づく部活動の指導
(準備・片付け含む)
(2) 大会、練習試合にかかる生徒の引率及び監督
(3) 安全確保、事故防止に向けた学校、家庭との連携
(4) 服装や持ち物、下校指導等の生活指導
(5) その他、所属校長の指示による部活動に関する業務

4 勤務場所 川口市立中学校のうち、川口市教育委員会が指定する学校
※同一学校かつ同一部活動への指導は原則5年以内と規定されています。

5 勤務日数・時間 1ヶ月、10日以上20日以内
1ヶ月、20時間以上30時間以内
※上記を基本として、勤務場所における部活動の時間に勤務します。

6 応募資格等 (1) 応募資格
本事業の趣旨を十分理解し、積極的に取り組む意欲のある者で、
次の各項のすべての条件を満たす者
ア 学校教育に理解があり、専門的知識・技能を有して生徒に適
切な指導が行える者
イ 部活動の指導経験がある者又は地域での指導経験がある者
ウ 単独で指導を行うことができる者。
エ 令和8年3月31日現在で18歳以上となる者

※ただし、以下の者は対象となりません。

① 兼業先がある場合、部活動指導員と兼業先の勤務時間の合計が、

1日8時間以上かつ週40時間以上となる者

② 地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・地方公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ ②に関わらず、不祥事、体罰及び性暴力等に関する刑事罰や処分を受けたことがある者

(2) 給与

時給1,741円程度(別途、条件の範囲内で交通費が支給される)

(3) 応募期間

随時(原則、令和8年3月31日までとする。)

(4) 面接

ア 面接日時は、後日教育委員会が指定し、15分程度面接を実施します。(平日、9時~17時の間)

イ 会場:川口市立教育研究所

7 応募方法等

(1) 提出先 川口市立教育研究所

(2) 提出物

- ・部活動指導員志願調書(様式1)
- ・結果通知用封筒1部

※長形3号封筒に110円切手を貼り、宛先として住所・
氏名を記入したもの。

(3) 提出方法 持参又は郵送

8 登録と任用

(1) 郵送にて、合否を通知します。合格者は、部活動指導員名簿に登録します。

(2) 任用は、中学校が配置を希望した場合、部活動指導員に登録された方と学校長との面接を行った上で、部活動指導員として任用します。**【注意】登録が必ずしも任用とは限りません。**

(3) 部活動指導員に任用された方は、任用開始前に川口市教育委員会が実施する説明会兼研修会へ参加していただきます。

【応募・問い合わせ先】

川口市教育局限校教育部指導課 部活動指導員担当 (川口市立教育研究所)

住所 川口市芝園町3-17

電話 048-267-8208

【面接場所】

同上